

平成25年9月16日(22:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
室長補佐 喜田川典秀(内線2898)
救助係長 寺島一馬(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

台風18号による大雨等に係る被害にかかる災害救助法の適用について (第2報)

1 災害の概要

台風18号による大雨等に係る被害により、埼玉県及び京都府において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じ、多数の住家に被害が生じたため、埼玉県及び京都府は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【埼玉県】 熊谷市(くまがやし)	9月16日	台風18号による大雨等に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家に被害が生じており、継続的に救助を必要としている。	
【京都府】 ※福知山市(ふくちやまし)	9月16日		
※舞鶴市(まいづるし)	9月16日		

(注) ※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置等